明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五二）　四
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令（五三）　四
○人事統計報告に関する政令の一部を改正する政令（五四）　五
○日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（五五）　五
〔内閣官房令〕
○人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　六
〔府令・省令〕
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　三
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務七）　四
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（同八）　二
○総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　三
○国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令（厚生労働二七）　三
○経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一一）　三
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一二）　三
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一三）　三
○写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通七）　三
○自動車登録規則の一部を改正する省令（同八）　七
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九）　七
○浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　六
○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境二）　六
〔規　則〕
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―二四―一七）　六
〔告　示〕
○内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（内閣府六）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務四六）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同四七）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（同四八）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同四九）　五
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（同五〇）　八
○二・三GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（同五一）　九
○二・三GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（同五一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分～令和二年分）を公表する件（同五二）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和三年分）を公表する件（同五四）　一〇三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。